

第16期千葉県生涯学習審議会第1回会議議事録

日時：令和8年2月5日（木）

午後1時15分から午後2時15分まで

会場：千葉県教育会館 本館604会議室

出席委員（敬称略）

石井 智子	乾 喜一郎	大野 英彦	加藤 由美子	式場 敬子
中村 文香	西谷 大	堀野 仁美	山下 秋一郎	

出席事務局職員

千葉県教育委員会教育長	杉野 可愛
千葉県教育庁教育振興部長	吉本 明広
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	松村 賢一
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 副参事兼新県立図書館建設準備室長	奈良 伸一郎
新県立図書館建設準備室 主査	廣瀬 恭子
主幹兼社会教育振興室長	大和地 章記
社会教育振興室 社会教育班長	大坂 学
同 社会教育主事	今井 隆太
同 主査	吉田 隆修
同 副主査	水野 敬一朗
同 副主査	江尻 有希

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長・副会長選出

5 会長あいさつ

6 議 事

「千葉県読書バリアフリー推進計画」に係る「読書バリアフリー推進部会」の設置について

議長 初めに、「千葉県読書バリアフリー推進計画」に係る「読書バリアフリー推進部会」の設置について、まず事務局から説明願いたい。

事務局 「千葉県読書バリアフリー推進計画」に係る読書バリアフリー推進部会の設置について御説明する。資料1に基づいて説明するが、前提として、別紙の「千葉県読書バリアフリー推進計画」の概要から御説明させていただきたい。

こちらの計画は、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、略称「読書バリアフリー法」に基づいて、千葉県の読書バリアフリーに関する具体的な方針、施策を定めるため、令和5年3月に策定された。計画の対象は、法律に基づいて、「視覚障害者等」、つまり視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方を対象としている。全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリーの推進に係る施策を総合的に推進するための指針で、期間は令和5年度から9年度までの5年間である。

こちらの計画では、千葉県における現状と課題を分析し、基本的な方針に基づいて、施策の方向性と取組を定めている。取組については、県や県立図書館、市町村立図書館等のほか、点字図書館や学校図書館の特別支援教育の場など複数の主体が関わる。読書バリアフリーの推進に係る目標として、指標を設定している。

今年度が5年間の計画期間の中間年であることから、現計画の成果や課題を検証する必要があるため、千葉県生涯学習審議会読書バリアフリー推進部会を設置したいと考えている。

資料1の設置についての説明をさせていただく。計画本体の31ページにあるように、読書バリアフリー推進に係る目標について、中間年度及び最終年度に読書バリアフリーに関する関係者会議で点検・評価を行うこととしている。同じく、21ページには公立図書館、学校図書館、点字図書館の関係者の情報交換や連携を強化するという趣旨が記載されていることから、計画策定時と同じように読書バリアフリー推進部会を設置したいと考えている。

この部会は生涯学習審議会委員4名程度で構成し、生涯学習審議会運営規則第3条により、関係行政機関の職員等にも協力員として出席を求めることが可能となっているので、必要に応じて依頼する予定である。庁内関係課で検討した内容に対して読書バリアフリー推進部会で御意見を伺い、いただいた意見を反映して中間評価の原案を作成。その後、生涯学習審議会でも報告する予定である。

今後については、この場で読書バリアフリー推進部会の設置を承認いただけたら、この後部会に属する委員を提案させていただきたいと考えている。年度内に読書バリアフリー推進部会を開催し、委員の皆様の御意見を取り入れた中間評価の原案を作成した後、生涯学習審議会でも承認いただけたら、中間評価の

完了と考えている。

説明は以上である。よろしくお願ひしたい。

議 長 それでは、ただいま事務局から説明があった「千葉県読書バリアフリー推進計画」に係る読書バリアフリー推進部会の設置について、その内容や中間評価に向けた部会設置等について、皆様方から御質問ないし御意見があれば伺いたい、いかがか。特に疑問はないということによいか。

1点だけ、設置期間が「中間評価の完了まで」とあるが、めどとしてはどのぐらいを考えているのか。

事務局 次の生涯学習審議会に中間評価の原案を出せるようにと考えているので、その後、令和8年度の夏頃を考えている。

議 長 読書バリアフリー推進計画の中間評価に向けた部会を設置することについて、御了承いただいたということによいか。

(異議なし)

議 長 それでは、ただいま「千葉県読書バリアフリー推進計画」の中間評価に向けた読書バリアフリー推進部会の設置等について承認されたので、千葉県生涯学習審議会運営規則第4条第1項により、「この部会に属すべき委員は、会長が指名する」こととなっているが、事務局で案があれば御提示いただきたい。

事務局 読書バリアフリー推進部会の委員について、事務局案を提案する。学識経験者の立場から乾委員、公共図書館の立場から堀野委員、家庭教育の立場から式場委員、学校教育の立場から加藤委員を推薦したく思うが、いかがか。

議 長 今、事務局から4名の方々を指名させていただいたが、皆様、よいか。

(異議なし)

議 長 それでは、乾委員、堀野委員、式場委員、加藤委員、どうぞよろしくお願ひする。

なお、千葉県生涯学習審議会運営規則第4条の第2号で、「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める」とあるので、部会の委員の方々におかれては、後日、部会長を選出していただきたいと思う。どうぞよろしくお願ひする。

本件についてはよいか。それでは、その他に移る。

7 その他

千葉県社会教育委員連絡協議会理事の選出について

議 長 その他、千葉県社会教育委員連絡協議会理事の選出について、事務局から御説明願いたい。

事務局 千葉県社会教育委員連絡協議会は、県生涯学習審議会委員と県内市町村の社会教育員等の連絡・提携を強化し、その活動の充実を図り、もって本県の社会教育の進展に寄与することを目的としており、生涯学習課が事務局を務めている。

 千葉県社会教育委員連絡協議会会則第6条第3項で、「理事は県生涯学習審議会委員から2名選出する」こととなっている。

 理事の選出は、事務局案としては、引き続き、家庭教育の専門家として式場委員に、社会教育施設の公民館関係として中村委員にお願いしたいと考えている。

議 長 ただいま事務局から、式場委員、中村委員の提案があった。皆さん、いかがか。

(異議なし)

議 長 異議なしということで、式場委員、中村委員、お受けいただけるか。

委 員 はい。

委 員 はい。

議 長 よろしく願いたい。それでは、式場委員と中村委員にお願いすることとなった。

 議事は以上であるが、よいか。

 それでは、以上で本日の議事を終了し、議長の任を解かせていただき、事務局に進行をお返しする。議事進行に御協力いただき感謝する。

8 諸連絡

9 閉 会

— 以上 —